

税理士会会員の皆様へ

税理士職業賠償責任保険
Certified Public Tax Accountant's Liability Insurance

情報漏えい担保特約のご案内

2012年7月1日から

「個人情報漏えい担保特約」を

「情報漏えい担保特約」に改定しました!



対象となる情報が
法人情報にまで拡大され、
事故対応費用も保険金の
お支払い対象となりました!

改定内容

情報漏えい担保特約

〈現 行〉

個人情報の漏えいについて負担または支出した次の損害に対して、保険金をお支払いします。

- 個人情報の漏えいに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金
- 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した争訟費用等

2012年7月1日改定

〈改定後〉

上記のほか、次に掲げる損害について新たに補償が追加されます。

- 法人情報(※)の漏えいに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金や争訟費用等
- 謝罪広告掲載費用やお詫び状作成費用等、被保険者が事故対応のために支出した各種費用

※法人情報について

実在する法人・個人事業主に関する情報で、その法人・個人事業主が公表していない内部情報をいい、金融商品取引法第166条第2項に定められる重要事実に関する情報(株式の募集、株式交換、合併、会社の分割など)を除きます。

年間保険料の比較

補償の拡大にともない、
保険料は下記のとおりとなります。

〈現行〉

支払限度額 (1請求・保険期間中)	基本保険料 (税理士2人まで)	加算保険料 (税理士3人目から1人増えるごとに)
500万円	12,000円	6,000円
1,000万円	14,880円	7,440円
3,000万円	19,440円	9,720円
5,000万円	21,600円	10,800円

免責金額：1請求につき10万円

〈改定後〉

特約タイプ	支払限度額 (1請求・1事故/保険期間中)		基本保険料 (税理士2人まで)	加算保険料 (税理士3人目から1人増えるごとに)
	賠償責任	事故対応費用		
A型	500万円	250万円	14,400円	7,200円
B型	1,000万円	500万円	17,760円	8,880円
C型	3,000万円	1,500万円	23,280円	11,640円
D型	5,000万円	2,500万円	25,920円	12,960円

免責金額：賠償責任1請求につき・事故対応費用1事故につき10万円

事故例

- ◆**事故例1** 顧客の未公表の出店計画が記載されたメールを、事務所の職員が誤ってライバル企業に転送し流出させた。その結果、顧客が事業計画の変更を余儀なくされ、先行して行っていた設備投資について顧客から損害賠償請求を受けた。
- ◆**事故例2** 退職した職員が顧客の法人情報を持ち出し、転職先にその内容を流出させ、不正に使用して顧客から問い合わせがあった。このため被害法人に詫言状を送付するなどの事故対応費用が発生した。
- ◆**事故例3** 外部からの不正アクセスにより、メールリストに登録していた個人情報が漏えいしたことが報道で明らかになった。このため、お詫言状作成費用や謝罪のために支出する見舞い品の購入費用(※)が発生した。
※被害者が個人の場合は1名につき500円、法人の場合は1社につき3万円を限度に支払限度額の範囲内で保険金が支払われます。
- ◆**事故例4** 顧客名簿のデータベース化を委託した外部業者が情報を流出させたことにより、顧客の一部がプライバシーの侵害を理由に損害賠償を請求した。

このチラシは情報漏えい担保特約の概要を説明したものです。保険の内容は税理士職業賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。
詳細は保険約款によりますが、ご不明な点は下記の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

■取扱代理店

株式会社 税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 TEL.03-5740-0908 フリーダイヤル 0120-320-912

■引受保険会社(共同保険)

●東日本幹事引受保険会社●

株式会社損害保険ジャパン(担当課) 営業開発第二部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.03-3349-4034 FAX.03-3348-4623

●西日本幹事引受保険会社●

東京海上日動火災保険株式会社(担当課) 広域法人部法人第三課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-4153 FAX.03-3515-4154